○防衛省告示第百九十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

十月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国会のあり方に対する政府の見解に関する質問（鈴木貴子提出）

アイヌ民族政策の今後のあり方等に関する質問（鈴木貴子提出）

私立大学等改革総合支援事業等に関する質問（大熊利昭提出）

報告書受領

十月十六日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」

議事日程

十月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十五年十月十七日（木曜日）

午後二時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

訂正

十月二日付国会事項欄衆議院の部、訂正の項二行及び三行中「二階俊博外十名」を「二階俊博外十二名」に、八行中「二階俊博外十五名」を「二階俊博外十六名」に、十行中「二階俊博外十四名」を「二階俊博外十五名」に、それぞれ十月十六日訂正する。

参議院

議事日程

十月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号

平成二十五年十月十七日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

質問主意書提出

十月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

豪州キャンベラ市のオーストラリア戦争記念館における旭日旗の床面への投影に関する質問主意書（和田政宗提出）（第一〇号）

報告書受領

十月十六日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」の報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」の報告を受領した。

人事異動

法務省

法務事務官　赤木　宗郎

同　秋場　政良　同　安立　直徳

同　池田　哲郎　同　石川　和博

同　泉本　良二　同　太田　智章

同　大築　誠　同　大堀　仁士

同　岡野　計明　同　岡村　和夫

同　沖　眞史　同　加々美喜文

同　角野　耕次　同　粕谷　惠子

同　片山　勝也　同　金森　雅美

同　神田　亘　同　樹下　芳博

同　木村　清　同　黒澤　貞彦

同　甲賀　一郎　同　後藤　明博

同　後藤　浩平　同　齊藤　惠子

同　酒井　順一　同　坂牧　春男

同　佐藤　雅彦　同　佐野　勝也

同　篠原　辰夫　同　白石　武

同　菅原　操　同　杉浦　直紀

同　須藤　淳　同　高木　茂

同　高澤　雅文　同　高野　和博

同　高信　幸男　同　竹村　政男

同　谷口　幸夫　同　玉造　安雄

同　中井　幸雄　同　中垣　治夫

同　中島伸一郎　同　長沼　晶子

同　中根　俊樹　同　錦戸　真理

同　西田　正延　同　西野　彰記

同　能勢　勝彦　同　羽石　研造

同　林　繁之　同　林　康雄

同　平林　正章　同　弘瀬　晃

同　穂坂　浩一　同　細谷　賢

同　堀内克次郎　同　前田　幸保

同　増山　和男　同　松下　悟

同　松田　亮　同　丸尾　広人

同　水野　健司　同　向井　司郎

同　持田　弘二　同　山岸　誠次

同　山崎　孝幸　同　山崎　秀義

同　山本　芳郎　同　横井　三男

同　余田　武裕　同　和久井文夫

同　渡邊　茂　同　渡邊　正子

平成二十五年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）（十月七日）

（名瀬区検察庁副検事）副検事　柳田　俊和

鹿児島区検察庁副検事に配置換する

（鹿児島区検察庁副検事）同　稲森　浩孝

名瀬区検察庁副検事に配置換する（以上十月十日）

外務省

特命全権大使　小井沼紀芳

ザンビア国駐箚を命ずる

同　髙橋　二雄

アゼルバイジャン国駐箚を命ずる

同　儀部　博昭

パナマ国駐箚を命ずる

同　森元　誠二

スウェーデン国駐箚を命ずる

同　赤松　武

南スーダン国駐箚を命ずる

（ザンビア国駐箚）特命全権大使　江川　明夫

スロバキア国駐箚を命ずる

（クロアチア国駐箚）同　辻　優

オランダ国駐箚を命ずる

（ギリシャ国駐箚）同　西林万寿夫

兼ねてキプロス国駐箚を命ずる（以上十月十一日）